



4 足監発第 1 5 7 5 号  
令和 5 年 1 月 2 5 日

足立区議会議長 工 藤 哲 也 様  
足 立 区 長 近 藤 やよい 様  
足 立 区 選 挙 管 理 委 員 会 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司  
同 野 作 雅 章  
同 伊 藤 のぶゆき  
同 小 泉 ひろし

#### 令和 4 年度 定期監査（第三期）結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した  
令和 4 年度定期監査（第三期）結果報告書を、同条第 9 項及び第 1 0 項並びに  
足立区監査基準第 3 6 条の規定により下記のとおり提出します。

#### 記

#### 令和 4 年度 定期監査（第三期）結果報告書

##### 1 監査の対象事務

主として令和 3 年度の財務に関する事務及び事業の執行等

##### 2 監査期間

令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 2 5 日まで

##### 3 監査の対象部課及び実施日

別紙 1 「令和 4 年度 定期監査（第三期）対象・日程表」及び別紙 2 「令和 4 年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり

##### 4 監査の基本方針

地方自治法第 1 9 9 条第 3 項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、  
区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の

合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

## 5 監査の重点項目

主管課契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

## 6 監査結果

### (1) 指摘事項

#### ア 契約事務の適正な執行について

契約事務規則第3条第2項により、130万円未満の工事については、契約事務を処理する権限が部長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされている。

ところで、住区推進課の契約事務を監査したところ、予定価格合計399万8,500円の7件の工事契約（住区センター7か所の洋便器化工事）について、工事内容、契約請求決定日、履行期限が同一であることから1件の契約課契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていたことを把握した。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈住区推進課〉

#### イ 行政財産目的外使用許可使用料の徴収について

足立区行政財産使用料条例第6条において、使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収すること、また、同条ただし書きでは、区長等が特別の理由があると認めるときは納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができると規定している。

ところで、福祉管理課の使用料徴収に係る事務について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。

施設上空を通過する特別架空送電線の行政財産目的外使用許可使用料について、分割による徴収計画に基づき令和4年度分の使用料を使用開始する日までに徴収すべきところ、特別な理由なく使用開始後の令和4年9月に調定を行い、徴収していた。

使用料を徴収する前に使用させていたのは、本条例に反するものである。

今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

＜福祉管理課＞

#### ウ 施設の安全管理について

高齢福祉課（以下「担当課」という。）は、介護保険事業者支援施設条例に基づき、介護保険事業者に対し長期的に区有施設を利用させ、その施設の修繕及び工事に係る事務を行っている。

ところで、区有施設の修繕及び工事事務について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。

担当課は、特別養護老人ホーム中央本町杉の子園における建築基準法第12条に基づく定期点検を令和2年8月21日に実施した。非常用照明装置22か所について、不点灯であり器具または蓄電池の交換が必要であると指摘されたが、その工事は翌年の令和3年7月に行われていた。

点検時に担当課が不良箇所の存在を認識しつつ、非常用照明装置の修繕を速やかに行わなかったことは、常時介護が必要な入所者が生活している施設を所有する区として安全管理に問題があると言わざるを得ない。

今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じられたい。

＜高齢福祉課＞

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

#### （２）注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を注意・指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

#### ア 財務関係

##### （ア）事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの。

＜課税課＞

- b 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの。

〈スポーツ振興課、親子支援課〉

- c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、副参事決定にしているもの。

〈個人番号カード交付・普及推進担当課〉

(a から c の根拠) 足立区事案決定規程第 3 条

(イ) 調定関係

- a 国・都補助金等の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの。

〈地域調整課、住区推進課、障がい福祉課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 30 条

金銭会計事務の手引 P 17、P 34

(ウ) 契約関係

- a 契約権限が部長に委任されている契約であるにもかかわらず、課長が行っているもの。

〈障がい福祉課〉

(根拠) 足立区契約事務規則第 3 条第 2 項

- b 委託・人材派遣の契約において、仕様書で区への提出を定めている個人情報保護、情報セキュリティ対策に係る書類について、未提出や日付の記載漏れ等の不備があったもの。

〈戸籍住民課、親子支援課、高齢福祉課、生活保護指導課〉

(根拠) 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則第 7 条第 1 項

契約約款 (委託、人材派遣) 第 1 条

仕様書

(エ) その他

- a 郵券を追加購入しているが、使用見込みが不十分だったため、大量に翌年度へ繰り越しているもの。

〈戸籍住民課、千住福祉課、東部福祉課〉

(根拠) 足立区予算事務規則第 2 条

## イ 旅費関係

(ア) 運賃を誤って旅費を支給しているもの。

〈納税課、戸籍住民課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(イ) IC運賃で通勤手当認定を受けている者について、通勤経路を越えて出張したが、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給するところ、通勤経路外部分を新たに乗車した運賃で支給しているもの。

〈くらしとしごとの相談センター〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(ウ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの。

〈課税課、納税課、戸籍住民課、中部第二福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(エ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支出しているもの。

〈障がい福祉センター、西部福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

旅費事務の手引P25

(オ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの。

〈戸籍住民課、住区推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

## ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの。

〈納税課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 福祉事務所業務手当に該当する面接をしたにもかかわらず、手当を支給していないもの。

〈西部福祉課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第17条

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条

## 7 監査委員意見

### (1) 「外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援」事業について

地域調整課では、「多文化共生推進計画」の施策として、令和2年度より「外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援」事業を実施している。

事業内容は、外国にルーツを持ち日本語指導が必要で、学習支援を必要とする区内在住の小中学校生・高校生、高校未進学者及び高校中退後未進学者等に対し、居場所を兼ねた学習支援を行うものである。

本事業の実施結果を見ると、令和2年度は、定員50名のところ、定員充足率は44%、登録者1名当たりの平均費用は51万円となっている。令和3年度は、事業者をプロポーザル方式で選定し、契約金額が約2倍に上昇する一方、定員充足率は52%、登録者1名当たりの平均費用は81万円となっている。その結果、登録者1名を増やすためのコストは248万円となり、事業効率が著しく低下している。なお、令和4年度契約については、定員を40名に減らしているにもかかわらず、契約金額は変更されていない。

以上のように、本事業の実施結果を概観したところ、令和3年度の事業の効率性が極めて悪化していることから、契約状況や事業実施状況について監査したところ、以下のような問題が認められた。

#### ア 契約金額の設定プロセスが不適切である

令和3年度契約にあたって契約予定価格を設定するにあたり、A・BのふたつのNPO法人から、下見積りを徴して参考としているが、A法人とB法人の見積金額が大きく乖離しているにもかかわらず、単純に下見積額を平均したと考えられる額を契約予定金額として設定している。

また、令和4年度契約にあたって、目標定員を50名から40名に変更したことによる、契約金額変更について検討すべきであるが、検討が為された形跡が認められない。

これらの予定価格(契約金額)決定プロセスは、「予定価格は適正に定めなければならない」旨規定された契約事務規則第19条第2項に照らして不適切であると思われる。

イ 実績評価プロセス及び内容に妥当性を欠く点がある

本事業については、令和３年度の実績評価において高評価とされた場合、翌年度契約更新されることを前提に、プロポーザル方式で事業者選定を行っている。実績評価委員会の評価プロセス及び内容を見ると、以下のような問題が認められ、評価の公正性に疑念を抱かせる点がある。

(ア) 評価項目として、最も重要と思われる事業成果の項目がないこと

(イ) 定員充足率に関する全評価委員の評点が、予め決められた評価基準に反し、高い評点が付されていること

(ウ) 「人数が増えた際の対応方法も十分検討してほしい」との委員会総括意見が付されているが、契約の仕様上、目標定員に対応した要員配置を求めており、定員充足率が５２％の事業結果に対する総括意見として当を得ないものであること

ウ 実績報告書は内容が希薄であり、事業改善に資するものとなっていない

本事業は、履行結果により次年度契約更新が予定されているプロポーザル事業であり、PDCAサイクルを通じた事業改善を図ることが期待される。しかし、事業の実績報告書には、事業者としての事業結果の分析、評価、次年度に向けた課題と改善方策、特に定員充足率向上に向けた対応策、が具体的に示されておらず、事業の効果的な改善に資するものになっていないと思われる。

以上のとおり、本事業には、予定価格の設定、事業評価及び実績報告書等事業管理に不適切な点が散見され、経済性、効率性、有効性、及び合规性の観点から改善すべき点が認められる。

本区は、２３区中３番目に外国人居住者が多く、多文化共生の推進は大きな政策課題であり、本施策の重要性は高い。

プロポーザル方式による事業者選定の利点を活かしてPDCAサイクルを適切に機能させ、事業成果が向上するよう、本事業の改善を求めたい。

以 上

## 令和4年度 定期監査（第三期）対象・日程表

## 1 委員監査

| 月 日    | 曜日 | 部 局 名          | 監 査 対 象                                                                                                | 監査会場 |
|--------|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 11月1日  | 火  | 区民部            | ① 国民健康保険課<br>② 高齢医療・年金課                                                                                | 監査室  |
| 11月4日  | 金  | 区民部            | ① 納税課<br>② 特別収納対策課                                                                                     | 監査室  |
| 11月7日  | 月  | 区民部            | ① 戸籍住民課/個人番号カード交付・普及推進担当課<br>② 課税課                                                                     | 監査室  |
| 11月10日 | 木  | 福祉部            | ① くらしとしごとの相談センター<br>② 介護保険課                                                                            | 監査室  |
| 11月11日 | 金  | 地域のちから推進部      | ① 地域文化課<br>② 住区推進課                                                                                     | 監査室  |
| 11月14日 | 月  | 福祉部            | ① 障がい福祉センター                                                                                            | 現 地  |
| 11月15日 | 火  | 地域のちから推進部      | ① 【区民事務所集合監査】<br>興本・梅田・東綾瀬・中川区民事務所<br>② 地域調整課/絆づくり担当課                                                  | 監査室  |
| 11月17日 | 木  | 地域のちから推進部      | ① 生涯学習支援課/3分野連携担当課<br>② スポーツ振興課                                                                        | 監査室  |
| 11月18日 | 金  | 地域のちから推進部      | ① 中央図書館                                                                                                | 現 地  |
| 11月21日 | 月  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | ① 【足立福祉事務所集合監査】<br>生活保護指導課/高齢援護担当課/障がい者<br>支援担当課/中部第一福祉課/中部第二福祉<br>課/千住福祉課/東部福祉課/西部福祉課/<br>北部福祉課/特命担当課 | 現 地  |
| 12月2日  | 金  | 地域のちから推進部      | ① 多様性社会推進課                                                                                             | 監査室  |
|        |    | 福祉部            | ② 地域包括ケア推進課                                                                                            |      |
| 12月7日  | 水  | 福祉部            | ① 高齢福祉課<br>② 親子支援課                                                                                     | 監査室  |
| 12月8日  | 木  | 福祉部            | ① 障がい福祉課/障がい援護担当課/特命担当課<br>② 福祉管理課/生活困窮者自立支援金担当課/生活・<br>暮らし臨時給付金担当課                                    | 監査室  |

## 【部長監査】

※ 会計管理室及び選挙管理委員会事務局に対する委員監査は、部長監査と同時に実施しました。

| 月 日    | 曜日 | 監 査 対 象                       | 監査会場 |
|--------|----|-------------------------------|------|
| 12月16日 | 金  | ① 区民部      ② 会計管理室            | 監査室  |
| 12月19日 | 月  | ① 選挙管理委員会事務局      ② 地域のちから推進部 | 監査室  |
| 12月20日 | 火  | ① 福祉部                         | 監査室  |

## 2 事務監査

| 月 日    | 曜日 | 部 局 名          | 課 名・事業所名                                  | 会 場      |
|--------|----|----------------|-------------------------------------------|----------|
| 11月1日  | 火  | 区民部            | 国民健康保険課                                   | 1203 会議室 |
| 11月4日  | 金  | 区民部            | 納税課<br>特別収納対策課                            | 1203 会議室 |
| 11月7日  | 月  | 区民部            | 高齢医療・年金課                                  | 1203 会議室 |
|        |    |                | 個人番号カード交付・普及推進担当課                         | 現 地      |
| 11月8日  | 火  | 区民部            | 戸籍住民課                                     | 402 作業室  |
| 11月10日 | 木  | 区民部            | 課税課                                       | 402 作業室  |
|        |    | 会計管理室          | 会計管理室                                     |          |
| 11月11日 | 金  | 地域のちから推進部      | 興本区民事務所<br>中川区民事務所<br>東綾瀬区民事務所<br>鹿浜いきいき館 | 現 地      |
| 11月14日 | 月  | 地域のちから推進部      | 地域文化課<br>生涯学習支援課/3分野連携担当課                 | 1001 会議室 |
| 11月15日 | 火  | 地域のちから推進部      | 地域調整課/絆づくり担当課                             | 1001 会議室 |
| 11月17日 | 木  | 地域のちから推進部      | 中央図書館<br>郷土博物館                            | 現 地      |
| 11月18日 | 金  | 地域のちから推進部      | スポーツ振興課                                   | 402 作業室  |
| 11月21日 | 月  | 地域のちから推進部      | 住区推進課                                     | 402 作業室  |
| 11月28日 | 月  | 地域のちから推進部      | 梅田区民事務所<br>多様性社会推進課                       | 現 地      |
|        |    | 福祉部<br>足立福祉事務所 | くらしとしごとの相談センター                            |          |
| 11月29日 | 火  | 福祉部            | 高齢福祉課                                     | 402 作業室  |
| 12月1日  | 木  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 生活保護指導課/高齢援護担当課/障がい者支援担当課/特命担当課           | 現 地      |
| 12月2日  | 金  | 福祉部            | 障がい福祉センター                                 | 現 地      |
| 12月5日  | 月  | 福祉部            | 福祉管理課/生活困窮者自立支援金担当課/生活・暮らし臨時給付金担当課        | 1203 会議室 |
| 12月6日  | 火  | 福祉部            | 障がい福祉課/障がい援護担当課/特命担当課                     | 1203 会議室 |
| 12月8日  | 木  | 福祉部            | 親子支援課<br>地域包括ケア推進課                        | 1001 会議室 |
| 12月9日  | 金  | 福祉部            | 介護保険課                                     | 1204 会議室 |
|        |    | 選挙管理委員会事務局     | 選挙管理委員会事務局                                |          |
| 12月12日 | 月  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 中部第一福祉課<br>中部第二福祉課                        | 現 地      |
| 12月13日 | 火  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 東部福祉課<br>障がい福祉課東部援護係                      | 現 地      |
| 12月15日 | 木  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 西部福祉課<br>障がい福祉課西部援護係                      | 現 地      |
| 12月16日 | 金  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 北部福祉課<br>障がい福祉課北部援護係                      | 現 地      |
| 12月19日 | 月  | 福祉部<br>足立福祉事務所 | 千住福祉課<br>障がい福祉課千住援護係                      | 現 地      |

## 令和 4 年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表

| 部 名            | 対象課名・事業所名             |
|----------------|-----------------------|
| 区民部            | 課税課                   |
|                | 納税課                   |
|                | 戸籍住民課                 |
|                | 個人番号カード交付・普及推進担当課     |
| 地域のちから推進部      | 住区推進課                 |
|                | 区民事務所<br>興本・梅田・東綾瀬・中川 |
|                | 鹿浜いきいき館               |
|                | 中央図書館                 |
| 福祉部<br>足立福祉事務所 | 生活困窮者自立支援金担当課         |
|                | 生活・暮らし臨時給付金担当課        |
|                | 障がい福祉センター             |
|                | 生活保護指導課               |
|                | 中部第二福祉課               |
|                | 千住福祉課                 |
|                | 西部福祉課                 |
|                | くらしとしごとの相談センター        |